

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年8月7日

要望団体名：迫川水系総合治水対策促進期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
一級河川迫川水系の 総合的な治水対策事業 の整備促進について	一級河川夏川は、宮城県やほ場整備事業と調整を図りながら、既設堤防の補強・嵩上げ工事を実施しており、磯田川との合流点から下流の区間については、平成18年度までに概成したところです。 引き続き、橋向橋から小谷地橋までの上流区間の整備について、地元要望を踏まえ、宮城県との連携・調整を図りながら河川改修を進めていきます。(A) また、平成19年度から整備に着手している支川の磯田川と上油田川についても、築堤やこれに伴う橋梁の架替え等、着実に河川改修を進め、令和4年度には藤の巻橋が完成しました。 引き続き、着実にハード対策を進めるとともに、平成29年度の夏川の洪水浸水想定区域の指定や令和元年度の危機管理型水位計の設置、令和2年度の簡易型河川監視カメラの設置等のソフト施策と組み合わせ、流域全体で行う総合的な治水対策を推進していきます。(A：2) 迫川水系全域にわたる計画的な支障木伐採及び堆積土砂撤去については、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削等を実施していることから、引き続き、適切な維持管理に努めていきます。(A)	A：4

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類